

長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会の委員の公募に関する要領

1 目的

この要領は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会規約第3条第3項に基づき、公募の方法等について必要な事項を定めることにより、計画の策定及び見直し等の過程に広く地域住民の意見を反映させ、長崎広域連携中枢都市圏における地球温暖化対策の取組みについて、地域住民の参加を促進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象とする協議会は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会（以下、「協議会」という。）とする。

3 応募資格

公募に応募できる者は、当該応募の日において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、公募への応募は、長崎市、長与町、時津町のいずれか一自治体に応募できるものとし、複数自治体への重複応募は認められないものとする。

- (1) 20歳以上で、長崎市、長与町、時津町に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 行政機関の職員又は地方公共団体の議会の議員ではないこと。

4 公募方法

委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について、長崎市、長与町、時津町各々の広報誌、ホームページへの掲載、その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の所掌事務又は活動内容
- (3) 会議の開催頻度
- (4) 公募する委員の人数
- (5) 委員の任期
- (6) 応募資格
- (7) 応募方法及び応募期間
- (8) 選考方法
- (9) 選考結果の通知
- (10) 申込み先、問合せ先

5 申込方法

公募委員への応募方法は、在住、在勤又は在学している市町に対して公募委員申込書（別記様式）を提出し行うものとする。

6 公募委員の選考方法

公募委員の選考については、原則として各市町の協議会事務局内に選考委員会を設置し、各市町で行うものとし、協議会の設置目的等を勘案して、次に掲げる方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

- (1) 論文による選考
- (2) 面接による選考

7 選考結果の通知

選考の結果については、当該選考の可否にかかわらず、各市町から当該応募者に通知するものとする。

8 適用期間

この要領は、令和5年10月31日以降に行う委員の選任について適用する。

(別記様式)

応募日:令和 年 月 日

公募委員申込書

協議会の名称	長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会
(ふりがな) 氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生
性別	
住所	
電話番号(携帯番号等)	TEL
勤務先又は学校名 (住所)	()
応募の動機・理由	

応募資格の確認

応募日において、次の1及び2の全てを満たします。

<input type="checkbox"/> はい	1. 20歳以上で、長崎市、長与町、時津町のいずれかに在住、在勤又は在学している
<input type="checkbox"/> はい	2. 行政機関の職員(公務員)又は地方公共団体の議会の議員ではない

↑ 応募資格を確認し、 (チェック)してください。

上記のとおり申し込みます。

署名 _____

